

## 障がいのある方の緊急時の受け入れについて

東部第2サブ圏域（阿波市・吉野川市）では、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「地域生活支援拠点等事業」を進めています。その一環として、介護者に急な事態が生じた際、障がいのある方への緊急一時的な支援を実施することになりました。

### 事業所の事前認定手続き

- 緊急時の受け入れには、各事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として規定したうえで各市に事前の届け出が必要です。詳細は各市にお問合せください。

### 「緊急時の受け入れ・対応」の対象者

- 阿波市または吉野川市に住所があり自宅で生活している障がいのある方等でご家族（介護者）と同居されている方。
- 介護者等の急病等により介助や見守りができず、自宅でひとりになる状況となるような突発的な事態が発生した場合に支援が見込めない方。

### 対象者の事前登録

- 利用には、阿波市または吉野川市社会福祉課への事前登録が必要です。
- 円滑な支援につなげられるよう、利用者の基本情報は市、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の支援者で共有します。

### 利用の流れ

	障がいのある方	事業所の方
平常時	「障がい者等緊急時受入事業事前登録申請書」を提出する。	本人・保護者に事前登録の趣旨を説明していただき、同意を得ましたら、登録申請書を市に提出してください。
	障がい福祉サービス（短期入所等）利用申請や事業所との契約を行い、利用できる状態にしておく。	短期入所等の申請や契約等が済んでいない場合は、利用勧奨や利用先の調整をお願いします。※
緊急時	申請時に登録した相談支援事業所に相談する。	相談支援事業所にご連絡ください。 緊急性の有無を判断し、緊急時の受け入れが必要と判断した場合は、相談支援事業所が緊急での受け入れ事業所の調整をします。

※ 障がい福祉サービス等（短期入所、日中一時支援事業等）の制度が優先されます。

#### 【問い合わせ先】

阿波市社会福祉課 障がい福祉担当  
電話：0883-36-6812  
ファックス：0883-36-5158

#### 【問い合わせ先】

吉野川市社会福祉課 障がい福祉担当  
電話：0883-22-2263  
ファックス：0883-22-2260